

射水市民病院医事業務委託業者選定に係る評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容	配点
総括的事項	①運営方針が当院の理念及び基本方針に合致しているか。 ②病院職員及び当院の運営方針等に対し、協力的な体制を構築できるか。 ③業務移行計画は、余裕をもって実現可能なものであるか。 ④業務受託にあたっての「報告」、「連絡」、「相談」に係る適切な対応に関する考え方や方針、具体的な体制は整備されているか。	20
医事業務体制	医事業務体制は適切か。 ①診療報酬（DPC・出来高）請求事務の精度向上への対応 ②査定、返戻及び保留レセプトを減少するための取組み ③診療報酬改定への対応 ④収入増につながる提案方法	20
教育・患者サービス体制	教育・患者サービス体制は適切か。 ①教育・研修等 ②窓口業務、診療報酬業務の質向上のための取組み ③接遇力向上のための取組み ④苦情やご提案に対する業務への反映方法	20
組織体制	組織体制は適切か。 ①従事者及び業務の管理・統括方法 ②災害等非常時の業務体制及び本支店のサポート体制 ③業務上のミスや事故の防止策、発生時の対応等、安全管理に対する取組み ④個人情報保護及び情報セキュリティの取組み	20
自由提案	受託業務に活かせる内容であるか。 病院運営において、有効かつ実行可能な内容であるか。	10
業務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか。	10
人員配置	運用するにあたり、質・量ともに十分な人員配置であるか。 管理責任者は、業務全体を見渡し、監督できるだけの経験・素質があるか。	10
見積価格	（最低見積価格／見積価格）×10 ※小数点第1位を四捨五入	10

2 評価の方法について

- (1) 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 各審査委員の持ち点（120点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者が選外とする。
- (3) 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点と同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。